● 市報 取り戻そう、ふるさと石巻

災害臨時号 第9号 平成 23 年 7 月 15 日発行



▲旧市役所庁舎(旧議会棟)での展示の様子

思い出の品、

ひとりひとりの宝物

現在、各種団体の皆さまの協力により、一日でも早く持ち主のお手元に戻すことができるように 思い出の品を整理し、泥だらけの写真はていねい に洗浄して、一時保管しています。

(展示会の日程等は、7ページをご覧ください。)

◇◆◇主な内容◇◆◇

災害義援金の配分・・・・・	• •	•	• •	•	•	Р	2	∼ 3
応急仮設住宅・・・・・・	• •	•	•	• •	•	•	•	P 4
埋火葬費用の給付申請受付	• •	•	•	• •	•	•	•	P 5
児童扶養手当・・・・・・	• •	•	•	• •	•	•	•	P 6
健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	•	•	• •	•	•	•	P 7
石巻市中小企業融資制度•	• •	•	•	• •	•	•	•	P 8



▲ボランティアの方々による修復作業の様子

東日本大震災被災状況(7月2日現在)

死 者 3,127人 行方不明 2,770人避難者数 4,876人 避難所数 80カ所

参考(平成 23 年 2 月末現在) 人口 162,822人 世帯 60,928世帯

災害義援金

義援金の申請にあたって

※人的被害について、『災害弔慰金』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

※住家被害について、り災証明書で住家の全壊または大規模半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援金』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

『り災証明書(非居宅用)』では義接金の対象にはなりません。

義援金の金額および配分対象が拡充されました。

- ①国および宮城県の義援金に第2次配分として上乗せが行われました。
- ②配偶者のない女子(または男子)が児童を扶養している次の世帯(他に家族がいる場合を含む)
 - ・震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子(または父子)世帯であった方
 - ・震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子(または父子)世帯となった方 (児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方)
- ③大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設および障害者施設に入所していた方

義援金の申請対象者が拡大されました。

・死亡者・行方不明者の配偶者、子、父母、孫および祖父母がいない場合、死亡者・行方不明者の法定相続人に、法定相続人がいない場合は葬祭を執り行った親族となります。

義援金の支給

義援金の支給は、これまで国の第1次配分を先行して行ってきましたが、6月末時点で約8割の支給を終えています。宮城県および石巻市の配分についても7月下旬から順次、支給を開始します。

義援金の配分対象および金額

区分		玉				宮城県	石巻市	計	
		第1次	第2次	計	第1次	第2次	計	第1次	пΙ
人的被害	死亡者•行方不明者	35	50	85	15	_	15	1.5	101.5
(1 人当たり)	災害障害見舞金対象者		_		10	_	10	1	11
D. C. biret	全壊	35	50	85	10	5	15	1	101
住家被害 (1 戸当たり)	大規模半壊	18	47	65	7	3	10	1	76
	半壊 (大規模半壊除く)	18	27	45	2	3	5	1	51
	震災孤児(1 人当たり)		_	_	50	_	50	5	55
その他	母子・父子世帯(1 世帯当たり)		_	_	_	20	20	_	20
- C V / IU	高齢者施設・障害者施設入所者 (1 人当たり)	_	_	_	_	10	10	_	10

牡鹿半島の再生・復興に向けて

市では、東北大学等との連携・協力により、牡 鹿半島のそれぞれの浜の方々の「集落再生に向け た意見など」を伺い、市の復興計画への提案(浜 ごとの模型やデザイン)をまとめていきます。

7月20日(水)から各浜に、大学の研究室(教職員)が訪問し、ご意見を伺いますのでよろしくお願いします。

なお、各浜(集会所等)での提案発表は、7月23日(土)を予定しています。

問 アーキエイド(東日本大震災における建築家による復興支援ネットワーク) ☎022-305-3610 共催 市復興対策室、牡鹿総合支所、荻浜支所

石巻市震災復興基本計画策定に関してのご提案

5月16日から6月30日まで、多数の市民の方々や企業ならびに全国の方々から、さまざまなアイデアやご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今回、ご提案をいただいた内容につきましては、今後、 基本計画書を作成する過程において参考とさせていた だき、夢や希望のもてる新しい本市の基礎となる計画 書を検討していきたいと考えています。

なお、今回のご提案については、防災対策をはじめ、 まちづくり、産業、福祉と多岐にわたる内容であり、総 数172件ほどお寄せいただきましたので、その項目等に ついては、後日、ホームページ等で紹介します。

間 復興対策室(内線 4042)

◆災害義援金配分対象等

区分	対象者(対象世帯)	必要書類等
人的被害	①死亡者・行方不明者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ②上記①の者がいない場合は法定相続人 ③上記①~②に該当する者がいない場合は葬祭 を執り行った親族 ※②、③は申請が必要です。 ※災害障害見舞金対象者の申請は不要です。	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(死亡者との関係がわかるもの) ③死亡者・行方不明者の法定相続人がなく、親族 が葬祭を執り行った場合はその領収書等 ④支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、 預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)
住家被害	①住家の世帯主 ②世帯員全員が死亡している場合は、その遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲) ③上記①~②に該当する者がいない場合は世帯 主の法定相続人 ④上記①~③に該当する者がいない場合は、世 帯主の葬祭を執り行った親族 ※②、③、④は申請が必要です。	り災証明で半壊の判定を受けた方は ①り災証明書 ②支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、 預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ※遺族が請求する場合は上記の他に『人的被害』 と同様の書類も添付願います。 ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者 生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
震災孤児	①震災により父母の両方が死亡した児童 ②父母の一方がいなかった児童で、震災により 父または母が死亡した児童 ※申請が必要です。 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年 3月11日までに生まれた方	①死亡診断書(検案書)等の写し ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、 預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) ④親戚など保護者等がいる場合はそれを証明す るもの(未成年後見人の審判書等)
母子·父子 世帯	配偶者のない女子(または男子)が児童を扶養している次の世帯(他に家族がいる場合を含む)①震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子(または父子)世帯であったもの②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子(または父子)世帯となったもの※申請が必要です。※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	①り災証明書 ②戸籍謄本(親と子の関係がわかるもの) ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、 預金種別、名義人、口座番号のわかるもの) 配偶者が死亡した方は、 ④死亡診断書(検案書)等の写し
高齢者施 設・障害 者施設入 所者	震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者および障害者施設に入所していた方 (震災による死亡・行方不明者を除く) ※申請が必要です。	①り災証明書(入所施設のもの) ②施設に入所していた事実が確認できる書類 ③支給対象者の通帳の写し(金融機関名、支店名、 預金種別、名義人、口座番号のわかるもの)
受付場所 受付時間	市役所 3 階多目的ホール 河北総合支所 河南総 午前 9 時~午後 4 時 30 分	合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所 問 福祉総務課 (内線 2458・2459)

就学援助制度

家庭の経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度があります。

家庭の経済的な理由とは、保護者の職業不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる方が疾病、急死など特別な事情があり経済的にお困りな方となります。

なお、今回の災害により家屋が損壊(判定基準:半壊以上)、または主たる生計維持者の死亡により家計が 急変したなど、生活が困窮している方も対象となります。

この制度は、保護者が支払ったすべての費用を補てんするものではありません。

また、学校徴収金等を免除する制度ではありませんので、学校徴収金等は保護者の責任において指定期限までにお支払いください。

なお、申請手続きなど詳しい内容についてはお問い合わせください。

問 教育総務課(内線5018)・各小中学校

応急仮設住宅の建設計画 ★ 新規申込受付および地区変更は、6月25日 付けで終了しました。

◎今回の抽選対象は下記のとおりです。なお、設計上<u>戸数に若干の変更</u>がありますので、ご了承願います。 ※印の建設地においては、全て $2\,\mathrm{DK}$ タイプとなることから、 $1\,\mathrm{人}$ 世帯の方にも $2\,\mathrm{DK}$ を提供し、 $4\,\mathrm{\dot{L}}$ 以上の世帯の方については、 $2\,\mathrm{DK}$ を $2\,\mathrm{\dot{P}}$ 提供します。ただし、家電等は $1\,\mathrm{t}$ セットのみの提供となりますので、ご了承願います。

	建設地	入居可能世帯数				完成		
地区		合計	1DK (1人用)	2DK (2~3人用)	3 K (4人以上用)	予定	抽選予定日	抽選対象地区
本庁	新栄一丁目地区	34	7	20	7	70		旧市内東部
	日本製紙社有地	38	6	23	9	7月 下旬		 旧市内西部
	市営向陽町住宅	59	3	5	51			101111111111111111111111111111111111111
	南境道路用地	21	3	10	8	7月 中旬	7月19日	旧市内西部
	トゥモロービジネスタウン	150	19	89	42	7月 下旬		旧市内東部
	小竹コミュニティセンター	6	2	4	0	7月		その地区に居
	袖ノ浜地区	14	2	8	4	中旬		
	東浜中学校跡地	17	1	10	6		7月22日	住されている
	家ノ入地区(荻浜)	14	0	12	2	7月		方
	西山地区(侍浜)	5	0	4	1	下旬		
河南	須江糠塚地区	37	4	24	9	7月 中旬		河南地区
	※旭化成東光パワーデバイス社有地	154	31	77	46		7月19日	
	新田地区	15	1	9	5	7月		
	役場前地区	35	4	22	9	, 下旬		
	町北地区	52	9	33	10	1 3		
	遊楽館(Aゾーン)	155	未定	未定	未定			
河北	大森地区	450	58	269	123	7月 中旬	7月19日	河北地区
雄勝	雄勝峠崎自然公園駐車場	15	4	8	3	7月 中旬	7月19日	雄勝地区
北上	にっこりサンパーク②	31	未定	未定	未定	7月 中旬	7月19日	北上地区
牡鹿	給分浜地区	61	7	29	25	7月 中旬	7月19日	
	赤島地区	25	未定	未定	未定			牡鹿地区
	大宝地区	28	未定	未定	未定			
	十八成浜地区	27	10	15	2	7月	7月26日	
	羽黒下地区	37	未定	未定	未定	下旬	7 77 20 0	
	小網倉地区	38	4	25	9			
	大原地区	23	11	10	2			

注)市営向陽町住宅においては、次の条件となります。

①駐車場なし ②和式トイレ(汲み取り) ③バリアフリーとなっていません。(室内・室外)

④ペットの禁止 ⑤洗濯機は浴室内設置 ⑥町内会費の負担あり

◆旧市内抽選対象地区

【東部地区】: 湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区および当該地区に地区変更された方

【西部地区】: 上記「東部地区」以外の地区および当該地区に地区変更された方

今後の建設予定

石巻運動公園、青葉西民有地、新成民有地、鹿立民有地、折浜、トゥモロービジネスタウン、和渕民有地、曽波神前民 有地、河南広渕民有地、追波川河川運動公園、桃生山居ゲートボール場、雄勝森林公園、鮎川地区、寄磯地区

抽 選 抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所 5 階「市民サロン」午前 10 時 30 分~ 【総合支所分】各総合支所 午前 10 時 30 分~ その他

- ・抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。
- •『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、上記 抽選での応急仮設住宅へは入居できません。
- ・今後、抽選対象地区において、建築戸数が希望世帯数に満たない場合は、確定した建築戸数の抽選が終了次第、抽 選対象地区を変更して抽選しますので、ご了承ください。

問 建築課(内線 5668)